

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の7から第23条の13までの規定並びに東京都建築物環境配慮指針第3章第5-4及び第7-3の規定に基づき知事が別に定める事項

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第23条の7第1項に規定する申請に関し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第13条の5の2第4項に規定する知事が別に定める様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 条例第23条の7第1項に規定する承認に関し、規則第13条の5の2第5項に規定する知事が別に定める値は、5,000平方メートルとする。
- 3 条例第23条の7第1項に規定する承認に関し、規則第13条の5の2第5項に規定する知事が認めるものは、1年間に都内において建設等（新たに建設し、又は新築することをいう。以下同じ。）をする中小規模特定建築物（同項に規定するものをいう。以下同じ。）の延べ面積の合計が5,000平方メートル未満である複数の建物供給事業者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）が、連名で条例第23条の7第1項の申請を行った場合とし、当該申請者を一の特定供給事業者として承認する。この場合において、当該申請者である各建物供給事業者の当該延べ面積の合計を合算した値が5,000平方メートル以上であることとする。
- 4 条例第23条の8第1項に規定する規則で定める種類の建築物に関し、規則第13条の5の3第1項に規定する知事が別に定める建築物は、次のア又はイに該当する建築物とする。
  - ア 傾斜又は方位が異なる南面等屋根（水平屋根又は方位が南を含む東から西までに面する屋根をいう。以下同じ。）が一である場合であって当該南面等屋根の水平投影面積が20平方メートル未満の建築物
  - イ 傾斜又は方位が異なる南面等屋根が二以上ある場合であって、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する建築物
    - （ア） 南面等屋根のうち、傾斜及び方位別に最も大きい水平投影面積が20平方メートル未満のもの
    - （イ） 南面等屋根のうち、傾斜及び方位別に2番目に大きい水平投影面積が10平方メートル未満のもの
- 5 条例第23条の8第1項に規定する規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し、規則第13条の5の3第2項に規定する知事が別に定める区域ごとの係数は、別表のとおりとし、以下「算定基準率」という。
- 6 条例第23条の8第1項に基づき規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう措置を講じることに関し、規則第13条の5の3第4項に規定する知事が別

に定める割合は、2割とする。

7 条例第23条の8第1項に関し、規則第13条の5の3第5項に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、次のアからウまでに掲げるとおりとする。

ア 規則第13条の5の3第2項、第13条の5の5第2項第5号、東京都建築物環境配慮指針（令和5年東京都告示第639号。以下「配慮指針」という。）第3章第5 1及びこの告示における、太陽光発電設備の定格出力は、太陽電池モジュールの日本産業規格又は国際電気標準会議の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力を指すものとする。

イ 規則第13条の5の3第3項の規定による当該中小規模特定建築物及びその敷地における同項各号に掲げる設備の設置は、当該中小規模特定建築物及びその敷地における2キロワットの定格出力を備えた太陽光発電設備の設置とみなすことができる。同条第4項の規定による都内に現に存する建築物及びその敷地において再生可能エネルギーを利用する設備（以下「再エネ利用設備」という。）の新設を行う場合も同様とする。

ウ 規則第13条の5の3第4項に規定する都内に現に存する建築物及びその敷地における再エネ利用設備の新設は、特定供給事業者が新築等した次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する中小規模特定建築物及びその敷地においてのみ行うことができるものとする。

（ア） 当該特定供給事業者以外に所有又は占有をされたことがなく、かつ、建設等に係る工事が完了した日から起算して1年を経過した中小規模特定建築物

（イ） 当該特定供給事業者以外に所有又は占有をされたことがある中小規模特定建築物

8 配慮指針第3章第5 4に規定する誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、次のとおりとする。

4、5及び7の規定は、条例第23条の8第2項の規定に基づき配慮指針第3章第5に定める誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置を講じる場合において準用する。

9 条例第23条の9第1項に関し、規則第13条の5の4第2項に規定する電気自動車充電設備整備基準（以下「電気自動車充電設備整備基準」という。）に関し必要な事項は、次のアからウまでに掲げるとおりとする。

ア 規則第13条の5の4第1項に規定する駐車施設の区画（以下「駐車区画」という。）は、自動車を1台駐車するために区画された空間であって、次に掲げる駐車区画を除くものとする。

（ア） 充電設備の設置が技術上、安全上又は法令上の事由により困難であると認められる次に掲げる駐車区画（当分の間に限る。）

① 機械式立体駐車施設の駐車区画

② その他技術上、安全上又は法令上設置が困難なものとして知事が認める駐車区画

(イ) 次に掲げる用途の駐車区画

- ① 販売、展示、修理等のために自動車を保管するもの
- ② 荷さばき等の駐車時間が短いもの
- ③ その他①又は②に類する用途

(ウ) 当該中小規模特定建築物等（条例第23条の9に規定する中小規模特定建築物等をいう。以下同じ。）において新たに整備される駐車施設のうち、当該特定供給事業者以外のものによって整備される駐車区画

イ 規則第13条の5の4第1項に規定する電気自動車充電設備は、次の（ア）から

（エ）までのいずれかに該当するものとし、（ウ）の急速充電設備を整備する場合にあっては、当該急速充電設備の定格出力を6キロワットで除して得た値（当該値に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、1未満の場合は1とする。）の区画に電気自動車充電設備を整備したものとみなす。

- （ア） 充電用コンセント（配慮指針別表第1に規定するものをいう。）
- （イ） 普通充電設備（配慮指針別表第1に規定するものをいう。）
- （ウ） 急速充電設備（配慮指針別表第1に規定するものをいう。）
- （エ） V2H（配慮指針第3章第7 1に規定するものをいう。）

ウ 規則第13条の5の4第1項に規定する電気自動車充電設備のために使用する配管等の整備は、当該中小規模特定建築物の受電設備（その他の受電設備から電気を供給する場合には当該受電設備の設置場所）から当該中小規模特定建築物等においてイに掲げる電気自動車充電設備を整備し、又は整備する予定の駐車施設までの間において、必要となる配線又は配管を敷設することをいう。

10 配慮指針第3章第7 3に規定する誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に関し必要な事項は、次のとおりとする。

11の規定は、条例第23条の9第2項の規定に基づき配慮指針第3章第7に定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置を講じる場合において準用する。

11 規則第13条の5の5第2項第4号に規定する知事が別に定める事項は、配慮指針第3章第3に定める誘導すべき省エネルギー性能基準とする。

12 規則第13条の5の5第2項第5号に規定する知事が別に定める事項は、配慮指針第3章第5に定める誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準及び規則第13条の5の3第3項各号に掲げる設備の設置とする。

13 規則第13条の5の5第2項第6号に規定する知事が別に定める事項は、配慮指針第3章第7に定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準とする。

14 規則第13条の5の5第2項第8号に規定する知事が必要と認める事項は、次のアから

オまでに掲げるものとする。

ア 規則第13条の5の4に規定する電気自動車充電設備整備基準を適用する駐車施設の  
有無及び区画数

イ 当該中小規模特定建築物の周辺環境に関する事項

ウ 書面を作成する者の氏名

エ 説明を行う者の氏名

オ 説明に関する問合せ先

15 規則第13条の5の6第1項に規定する知事が別に定める様式は、別記第2号様式のとおりとし、毎年度、建築物環境報告書を提出する日の属する年度の前年度において建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付（法令の規定により当該確認済証の交付があったとみなされる場合を含む。）がされた中小規模特定建築物等について作成するものとする。

16 規則第13条の5の6第2項第2号に規定する知事が必要と認める事項は、別記第2号様式に掲げるものとする。

17 条例第23条の12の規定により建築物環境報告書を任意に提出する場合において、条例第23条の11第1項第3号から第5号までに規定する事項の記載にあつては、当該各号に規定する事項に関連する条例等の規定（条例第23条の7、条例第23条の8及び条例第23条の9において規定する基準へ適合するよう措置を講じること、及び誘導すべき基準に適合するための措置を講じよう努めなければならない旨を定めるものを除く。）において、「特定供給事業者」とあるのは「建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）」と読み替えるものとする。

18 条例第23条の11第1項の規定による建築物環境報告書の提出に関し、規則第13条の5の6第3項第2号に規定する知事が必要と認めるものは、別記第2号様式に掲げる事項（同項第1号に規定するものを除く。）の内容を示す書類及び図書とする。

19 条例第23条の13の規定による公表に関し、規則第13条の5の8第2項に規定する知事が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

ア 別記第2号様式の報告対象年度における本制度の該当区分

イ 別記第2号様式の中小規模特定建築物の区分別の各基準に対する適合状況

ウ 別記第2号様式の建築物等に起因する環境への配慮のための措置に関する事項（建築物環境報告書に記載されている場合に限る。）

別表 算定基準率

区域の区分	区市町村	算定基準率
1	千代田区、中央区、檜原村及び奥多摩町	0.30
2	港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、	0.70

	荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び武蔵野市	
3	目黒区、世田谷区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町及び日の出町	0.85

備考 この表の定めにかかわらず、全ての区域において算定基準率を一律0.85として再生可能エネルギー利用設備設置基準を算定することができる。